

議案第 26 号

多可町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

多可町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町手数料条例（平成17年多可町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

多可町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正						
<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="76 379 985 539"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) の規定に基づく手数料</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) の規定に基づく手数料	(略)	<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 379 2042 539"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) の規定に基づく手数料</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) の規定に基づく手数料	(略)
(略)							
<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) の規定に基づく手数料							
(略)							
(略)							
<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) の規定に基づく手数料							
(略)							